

各 位

会 社 名 東京コスモス電機株式会社

代表者名 代表取締役社長 門田 泰人

(コード番号: 6772 東証スタンダード市場)

問 合 せ 先 常務取締役 西立野 竜史

(T E L : 046-253-2111)

# (開示事項の経過) Bourns Japan Holdings LLC との 公開買付契約の解除に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月10日付でBourns Japan Holdings LLC(以下「公開買付者」といいます。)との間で締結済みの公開買付契約(以下「本公開買付契約」といいます。)を解除することを決議し、同日、公開買付者に対し解除の通知を行うことで、本公開買付契約を解除いたしましたのでお知らせいたします。

本公開買付けに係る従前の経緯を含めた詳細は以下のとおりです。

### 1. 本公開買付契約の解除の理由と内容

### (1) 本公開買付契約にかかる公開買付けに対する大株主の意向と意見変更

当社は、2025年6月10日付「Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(2025年6月13日付「(訂正) Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」による訂正を含み、以下「2025年6月10日付当社プレスリリース」といいます。)において公表いたしましたとおり、当社は、同日開催の取締役会において、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を含む当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引に関して、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議(以下「本賛同・応募推奨決議」といいます。)をしておりました(以下「原意見表明」といいます。)。

その後、当社が 2025 年 7 月 18 日付「(変更) Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る意見の変更のお知らせ」においてお伝えしたとおり、2025 年 7 月 7 日に開催された当社特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)において、当社の門田泰人代表取締役が、当社の大株主である Global ESG Strategy 及び Global ESG Strategy 2 (2025年6月30日提出の変更報告書によると、その保有株券等の数は 404,600 株。なお、同年10月20日提出の変更報告書によると、その保有株券等の数は 428,000 株。以下「GES等」といいます。)との間の投資一任契約に基づき、当時、GES等が投資をするのに必要な権限を有する Swiss-Asia

Financial Services Pte. Ltd. (以下「SAFS」といいます。)の最高投資責任者の立場から、GES 等が所有する当社株式の一切について、本公開買付けに対し応募する意向がなく、かつ、本公開買付けの条件の変更(本公開買付価格の増額等)によっても当社株式の一切について応募しない意向である旨を明らかにしました。また、同じく当社の大株主である成成株式会社(2025 年 7 月 2 日提出の変更報告書によると、同社の保有株券等の数は 265,400 株。以下「成成」といい、GES 等と総称して「本大株主」といいます。)が、2025 年 7 月 7 日、その代理人弁護士を通じて、成成が保有する当社株式の一切について、本公開買付けに対し応募する意向がなく、かつ、本公開買付けの条件の変更(本公開買付価格の増額等)によっても当社株式の一切について応募しない意向である旨を明らかにしました。

本公開買付けには買付予定数の下限 (894,500 株) が設定されており、当社の 2025 年 3 月期決算短信に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 (1,581,250 株) から、同日現在当社が所有する自己株式数 (229,578 株) を控除した株式数 (1,351,672 株) を踏まえると、本大株主 (上記保有株券等の数は合計 670,000 株) のいずれもが本公開買付けに応募しない場合、他の当社の株主の応募状況にかかわらず、本公開買付けに応募される株券等 (以下「応募株券等」といいます。) の総数が買付予定数の下限を満たさない結果、本公開買付けは成立しません。

このように、本大株主の意向が明らかになり、本公開買付けが成立する見込みが認められないことから、原意見表明を確定的に見直すべきであると考え、2025 年 7 月 17 日、本特別委員会に対し、答申書の提出を求め、同日、本特別委員会から、2025 年度定時株主総会における当社の経営体制の大幅な変更とともに、本大株主が本公開買付けに対し応募する意向がない旨を明らかにした結果、現時点においては、本公開買付けが成立しないことが合理的に見込まれ、本公開買付けについて意見を述べる前提を欠くことから、当社取締役会が公開買付けに対して賛同する意見を表明すること、及び当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することはいずれも差し控えるのが妥当と考えるとの答申書(以下「本答申書」といいます。)を受領しました。

そして、当社取締役会は、同日、本答申書を最大限に尊重して、本公開買付けが成立しないことが合理的に見込まれ、本公開買付けについて意見を述べる前提を欠くことから、本公開買付けに対して賛同する意見を表明し、当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することを、いずれも撤回し、差し控えること(以下「再意見表明」といいます。)を決議いたしました。

## (2) 8月8日付書面における請求に理由がないこと

これに対し、当社が 2025 年 8 月 19 日付で公表した「(開示事項の経過) Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する公開買付の不実施に関するお知らせ」のとおり、当社は公開買付者から、2025 年 8 月 8 日、①公開買付者から当社に対し、当社が本公開買付契約に違反することに基づく補償請求を行う旨、②本公開買付けを実施しない意向を公表予定である旨、③本公開買付契約が解除されるまで、当社が本公開買付契約第 5 条第 1 項に規定する義務(本取引完了までの期間における通常の業務の範囲での事業の実施義務)を含む本公開買付契約上の義務を遵守する必要がある旨の書面(以下「2025 年 8 月 8 日付書面」といいます。)を受領しました。2025 年 8 月 8 日付書面によると、当社が本公開買付契約に基づき本賛同・応募推奨決議を変更せず、また、これと抵触する決議を行わない義務(以下「賛同・応募推奨維持義務」といいます。)を負っており、再意見表明は同義務に違反するため、これにより被った本公開買付けに関連する費用を含む損害(少なくともブレークアップ・フィー相当額の損害)についての補償請求として、公開買付者から当社に対し、3 百

万米ドルの支払いを請求するとのことです(本公開買付契約第5条第1項の内容、賛同・応募推奨維持義務及びブレークアップ・フィーの詳細については、2025年6月10日付プレスリリースの「4.本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本公開買付契約」をご参照ください。)。

しかしながら、2025年7月22日付「(開示事項の経過) Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する公開買付けの実施に向けた進捗状況のお知らせ」で公表しましたとおり、本公開買付契約上、当社は、本特別委員会が本公開買付けを推奨する旨の答申を行ったことを条件として、賛同・応募推奨維持義務を負っているところ、本特別委員会が、当社取締役会が、本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること、及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することはいずれも差し控えるのが妥当とする本答申書を提出し、これを受けて、当社取締役会は本答申書を最大限尊重して再意見表明を行いました。したがって、当社は、かかる再意見表明によっても、賛同・応募推奨維持義務に違反しておらず、よって、公開買付者が当社に対して行う補償請求としての3百万米ドルの支払いの請求には理由がないと考えております。

# (3) 本公開買付契約の解除について

前述のとおり、本大株主(直近の変更報告書によれば、保有株券等の数は合計 693,400 株。)のいずれもが本公開買付けに応募しない場合、他の当社の株主の皆様の応募状況にかかわらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限を満たさない結果、本公開買付けは成立しません。そして、本大株主の予めの意向表明によって、成立見込が一切ないことが明らかであるにも関わらず、公開買付者が本公開買付けを開始することは社会通念上不可能と解されます。

さらに、当社は、現時点及び将来にわたり(2025年12月末(本公開買付契約において、公開買付者又は当社は、自らの責めに帰すべき事由なく2025年12月31日までに本公開買付けが開始されない場合には、本公開買付契約を解除することができるものとされております。)までに)、本公開買付けの成立見込みがないことを改めて確認すべく、現在、GES等との間の投資一任契約に基づき投資をするのに必要な権限を有するAxium Capital Pte. Ltd.¹(以下「Axium Capital」といいます。)及び成成のそれぞれに、書簡をもって以下の事項を照会しました。

- ① 2025年12月31日までに公開買付者が本公開買付けを開始した場合、本公開買付けに応募する意向があるか。
- ② 上記①で、本公開買付けに応募する意向がないとした場合、本公開買付けのいかなる条件が変更されたとしても、その意向に変わりがないか。

そして、Axium Capital からは 2025 年 10 月 2 日付書面で、及び成成からは同年 9 月 30 日付書面で、いずれからも、次の回答を得ました。

- ① 2025年12月31日までに公開買付者が本公開買付けを開始した場合、本公開買付けに応募する意向はない。
- ② 本公開買付けのいかなる条件が変更されたとしても、当該意向に変わりはない。

以上より、本大株主は、現時点まで一貫して本公開買付けに応募する意向は有していないことが明らかとなり、本公開買付けの成立見込みがないことは一層確実となりました。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 当社代表取締役の門田泰人は、Axium Capital の最高経営責任者を兼務しております。

よって、本公開買付契約上、公開買付者が負う、本公開買付けを開始する義務を履行することが 社会通念上不可能であることから、当社は、2025 年 11 月 10 日に開催された当社取締役会におい て、公開買付者に対し、履行不能に基づき本公開買付契約を解除する旨(民法 542 条 1 項 1 号)を 通知することを決議し、同日、公開買付者の代理人に対し解除の通知を発信することで、本公開買 付契約を解除いたしました。

## 2. 本公開買付契約解除に関する日程

決議日: 2025年11月10日

解除通知発信日: 2025 年 11 月 10 日

## 3. 今後の見通し

本件による当社 2026 年 3 月連結業績への影響はありません。開示すべき事項が生じた場合には速やかに公表いたします。

以 上